



# OVSCのーと

第10号

◆特定非営利活動法人おうみ犯罪被害者支援センター◆  
Omi Victim Support Center

## 支援活動の充実へ、大きな節目の年に!

電話相談も直接的支援も、より手厚く、より親身に

おうみ犯罪被害者支援センター（OVSC）にとって、2009年度はきわめて重要な意味を持つ『節目の年』になります。

まず、4月からは相談電話が従来の1回線から2回線に増えました。これまで滋賀県と滋賀県警が行っていた電話相談業務をOVSCがそっくり受託したからです。これにより電話相談の受理件数はぐんぐん増えつつあります。また状況に応じて面接相談への移行も始めています。

念願の滋賀県公安委員会による「犯罪被害者等早期援助団体」の指定準備も着々と進めています。指定後は警察からの情報提供に伴う支援活動も出番が増えるに違いありません。被害者の皆さんの心に寄り添い、さまざまなニーズに応じていくためには、それぞれの支援活動を一段とレベルアップすることが必要です。警察や行政機関をはじめ関係諸機関・団体との連携プレーも大切で、その中核としての橋渡し役もOVSCのような民間支援団体が担う役割です。

折しも来年はOVSC結成から満10年。ボランティアといえども高度な専門性、プロ意識が求められる今、量的にも質的にも一層の飛躍を期して、新たな一歩を踏み出します。



大津西武SS前の広報啓発街頭活動(11月27日)

### 電話相談



★おうみ犯罪被害者支援センター  
(滋賀県「犯罪被害者総合窓口」もこちら)

077-525-8103

★県警「犯罪被害者サポートテレホン」

077-521-8341

月～金曜日10時～16時（年末年始・祝日は除く）  
相談は無料、プライバシーは固く守ります  
研修を受けたボランティア相談員がお受けします

### 面接相談

予約が必要です  
まずは上記「電話相談」にお電話下さい。

### 直接的支援

事件直後からの生活支援、情報提供・相談などの援助、病院や法廷への付き添いなどを行います。まずは事務局へお電話ください

こころの支援

発行：特定非営利活動法人 おうみ犯罪被害者支援センター

〒520-0044 大津市京町4丁目3番28号 滋賀県厚生会館1階 TEL/FAX：077-527-5310

E-mail：npoovsc@yahoo.co.jp ホームページURL：http://homepage3.nifty.com/ovsc/

## 相談電話が2回線に～滋賀県と県警の委託事業スタート

「はい。おうみ犯罪被害者支援センターです。どうなさいましたか？」電話相談室で相談員が話している声です。それに加えて、この4月からは「はい。こちらは犯罪被害者サポートテレホンです」の電話も入ってきました。

OVSCでは今年度、今まで県警本部で受けていた「サポートテレホン」と、県庁の県民活動課で受けていた「滋賀県犯罪被害者総合窓口」の委託を受けたのです。



**おうみ犯罪被害者支援センター**  
(県犯罪被害者総合窓口もこちら)  
**077-525-8103**

今まで通り研修を重ねたボランティア相談員がていねいにお話をお伺いしています

今までの電話相談では「心の支援」を中心にしながらも、被害者が望まれる支援を提供してきましたが、この2本の電話を加えたことで「県や警察との連携」に幅を広げての支援が可能になりました。また、行政や警察では限界のあった支援も、私たち OVSC の「悲しみに届く手」「専門性を持ちながらも専門家にはない目線」での「とぎれることのない支援」が続けられるようになりました。

相談される皆様は、「どちらに？どんな相談を？」と考えていただくなくてもいいのです。私たちは全てのお話を、まずはお伺いするところから始めます。どうぞ、どちらの番号でも、お気軽におかけください。そして、私たちにお話ください。あなたは決して一人ではないのです。あなたのそばには私たちがいますから。

**犯罪被害者サポートテレホン**

**077-521-8341**

警察での特別な研修を受けた  
相談員が適切に対応しています



## OVSCの 第10回総会 を開催しました

特定非営利活動法人（NPO法人）おうみ犯罪被害者支援センターの第10回通常総会を5月31日午後1時半から草津市市民交流センター（フェリエ南草津）会議室で開きました。新型インフルエンザの県内発生に伴う会場閉鎖のため当初の開催予定日を1週間繰り延べるといったハプニングもありましたが、総会では①平成



20年度事業報告及び収支決算報告 ②平成21年度事業計画及び収支予算 ③役員を選任 の各議案が原案通り可決承認されました。

③役員を選任では、ご多忙のため辞任された高橋啓子理事、ご病気により辞任された大黒友次監事の後任として、理事に西川甫氏（滋賀県体育協会理事、栗東市ボランティア市民活動支援センター理事）、監事に佐川文明氏（滋賀県防犯協会専務理事）が選任されました。

### 追悼

おうみ犯罪被害者支援センターの前監事、大黒友次様は、平成21年5月22日午前6時58分、ご逝去されました。享年80歳でした。大黒様にはOVSC設立時の理事・事務局長として、OVSCの基礎づくりに多大なご尽力をいただき、また平成20年度からは監事としてご指導を賜りました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

### おうみ犯罪被害者支援センターの役員（2009年5月31日現在）

理事長	沖野 良枝（滋賀県立大学教員）
副理事長	河村 憲司（河村法律事務所、弁護士）
	宮脇 宏司（ふおりせ心理ストレス相談室代表、臨床心理士）
専務理事	橋本 壽子（おうみ犯罪被害者支援センター事務局長）
理事	野田 正人（立命館大学教員、臨床心理士、社会福祉士）
	大平 恒夫（京都いのちの電話理事、学校カウンセラー）
	丸毛 公子（滋賀県立男女共同参画センター相談員）
	宇田 眞治（滋賀県交通安全協会専務理事）
	<b>新</b> 西川 甫（滋賀県体育協会理事）
監事	田中 重三
	<b>新</b> 佐川 文明

# ◆◆◆ 感謝しています！OVSCへの熱い応援・ご協力 ◆◆◆

私たちの活動は、いろんな方々からのさまざまな応援・ご協力によって支えられています。日頃のご厚意に感謝し、いただいた温かいエールをしっかりと受け止めます。そして、被害者お一人お一人に適切な支援を、必要がある限り継続して進めるとともに、被害者支援の意義や犯罪のない社会づくりを広く訴える活動に励むことを誓います。どうか、引き続き力強いご支援を末永くお願い致します。（不適切な記載がありましたら、お手数ながら事務局までご連絡ください。）

## 【平成20年度に賛助会費をいただいた方々】（敬称略）

### ▼個人会員

饗庭治之、居波政恵、今井好子、金子高夫、北村和平、清水美代子、蔦田恵子、永田憲史、林秀行、秀節子、廣谷美代子、（2口）柴田智恵美、匿名1名、（3口）今江明弘、岡本紘忠、木原喜三郎、園田武夫、玉川喜代子、野坂真樹子、平田美音子、（4口）田中博司・とし子、（5口）大黒栄一、奥村芳正、竹中佳子、東野成美、匿名1名、（10口）十倉良一

### ▼法人・団体会員

（株）アセッツ滋賀、綾羽（株）、（株）永昌堂、（株）エスサーフ、近江八幡ロータリークラブ、大阪ガス（株）京滋リビング営業所滋賀事業部、大津プリンスホテル、大塚産業クリエイツ、オプテックス（株）、オムロン（株）草津事業所、関西電力（株）滋賀支店、京セラ（株）滋賀蒲生工場、（株）滋賀銀行、滋賀県医師会、（社）滋賀県警備業協会、滋賀県市長会、滋賀県指定自動車教習所協会、滋賀県自動車教習所、（社）滋賀県自動車整備振興会、滋賀県信用保証協会、（社）滋賀県トラック協会、（社）滋賀県防犯協会、（財）日本モーターボート競走会琵琶湖事務所、新江州（株）、（社）全国霊柩自動車協会滋賀県支部、タカハシマシン（株）、ダイキン工業（株）滋賀製作所、ダイハツ工業（株）、（株）たいよう共済滋賀支店、谷口興業（株）、中部近鉄百貨店、日本調教師会関西支部、日本電気硝子（株）、（株）布引焼窯元、阪神ギフト（株）、日野薬品工業（株）、（株）ヒロセ、藤居本家、（株）平和堂、（株）モリヤマスポーツ、マルエス開発、（社）滋賀県銀行協会、（2口）びわ湖放送（株）、（3口）国際ソロプチミスト長浜、滋賀県農業協同組合連合会役員室、滋賀県交通安全協会、（有）メイワエステート、（4口）三菱樹脂（株）長浜工場

## 【平成20年度に寄付をいただいた方々】（敬称略、正会員を除く）

大橋裕子、坂下昭二、竹下明男、十倉良一、山田亘宏、滋賀県警捜査第一課、滋賀県警刑事部機動捜査隊、滋賀県警職員互助会、匿名1名、募金カンパ

## 【活動助成をいただいた方々】



▼日本財団・・・平成20年度分＝210万円（事務所改修、支援活動への助成）

▼淡海文化振興財団・・・第7回（2009年）おうみNPO活動基金助成＝120万円  
（「早期援助団体の基盤づくり」への助成）

▼河本文教福祉振興会・・・平成20年度分＝5万円（活動全般）

▼京都新聞社会福祉事業団・・・2008年度福祉支援設備贈呈＝EPSON製A3対応複合機 1台

## 賛助会員募集 寄付のお願い

おうみ犯罪被害者支援センターの活動は、ボランティアにより行っており、相談員の養成や研修、広報啓発活動、事務局運営など充実した支援活動を継続するためには多くの経費を必要とします。

被害者支援活動の意義をご理解くださり、賛助会員としてセンターの活動を支援いただければ幸いです。またご寄付なども随時お受けしております。皆様のご支援をよろしく申し上げます。

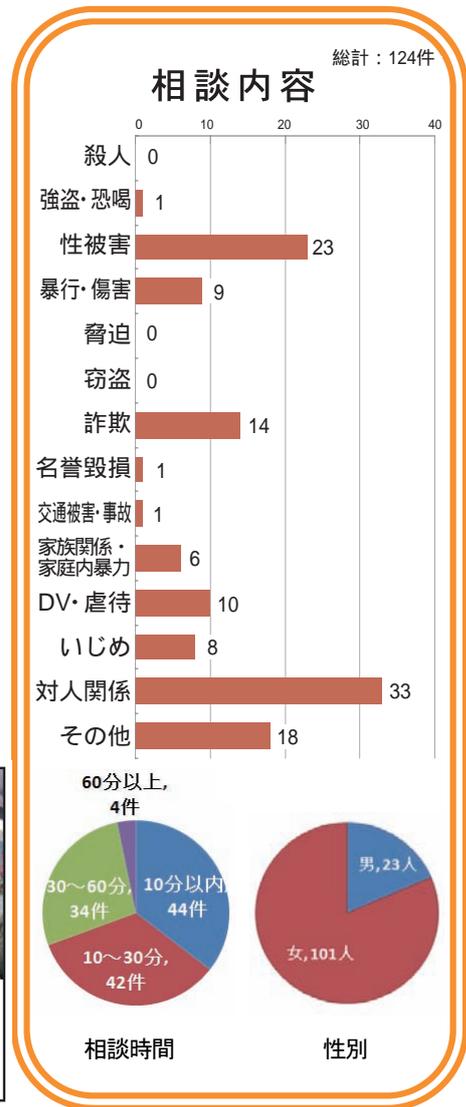
- |         |                 |      |         |
|---------|-----------------|------|---------|
| ◆団体賛助会員 | 年会費             | 一口   | 10,000円 |
| ◆個人賛助会員 | 年会費             | 一口   | 2,000円  |
| 滋賀銀行    | 県庁支店（店番160）     | 普通口座 | 304044  |
| びわこ銀行   | 本店営業部（店番111）    | 普通口座 | 576385  |
| 郵便局     | 専用の振込用紙をご利用ください |      |         |

# 事務局のーと 2008年度

事業		
相談事業	・相談員による無料電話相談 4～6月：水、金、日 13～17時、土10～17時 7～3月：月～金 10時～16時	通年
直接的支援事業	・病院、裁判所等への付き添い ・打ち合わせ	通年 12回 計 3回
広報啓発事業	・センターの広報・啓発資料、事務所移転・業務変更宣伝 ピラ、展示用パネルなどの作成 ・新事務所開所に向けた広報活動協議 ・広報誌「OVSCのーと第9号」の作成と配布 ・OVSCのーと第9回編集・打ち合わせ ・県警察学校 講師派遣・啓発 ・県犯罪被害者支援連絡協議会総会 ・健康推進員ブロック研修会 ・防犯協会「まもり君」開所式 チラシ配布 ・県人権フェスタ 出展啓発・チラシ配布 ・安全なまちづくり県民大会 出展啓発 ・県犯罪被害者支援連絡協議会実務研修会 ・「CIT」関連研修会（トラウマの理解とケア） ・県交通安全研修会 講師派遣 ・県商工会議所研修 講師派遣 ・犯罪被害者週間国民のつどい滋賀大会 展示・協力 ・犯罪被害者週間 街頭啓発 ・県ボランティアフェスティバル 出展啓発	通年 計 4回 9月 計 3回 5月27日 6月2日 6月15日 6月20日 9月6日 10月4日 10月23日 10月29日 11月11日 11月13日 11月27日 同 12月6日
調査研修事業	・全国犯罪被害者支援研修やシンポジウム・研修会への参加 ・継続研修、スーパーバイズの実施 ・月例研修 ・DV相談員専門研修委託業務の実施 18時間 ・第9期相談員専門養成講座（基礎コース、専門コース） ・第2回被害者支援セミナー 派遣 ・被害者支援全国ネットワーク近畿ブロック研修会	9月28日～30日 通年 同 9、10月 10月～12月 11月4～7日 7月、2月
早期援助団体準備委員会	・指定申請に向けた協議、打ち合わせ	計 5回

# 電話相談統計

2008年4月1日～2009年3月31日



## ★広報啓発活動紹介



9 / 6 県人権フェスタにて出展啓発・チラシ配布



11 / 27 ピアザ淡海「犯罪被害者週間」国民のつどい滋賀大会でポスター展示等協力



12 / 6 県ボランティアフェスティバルにて出展啓発活動

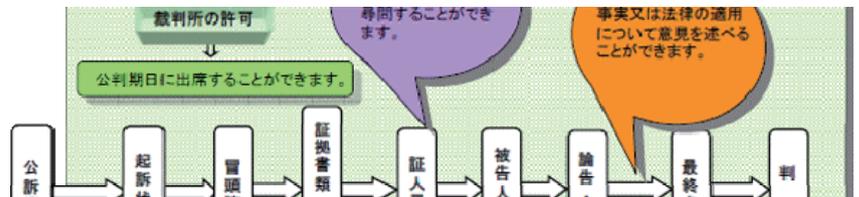
## ■平成 20 年度決算報告

## ■平成 21 年度予算書

収入の部		収入の部	
科目	決算額	科目	予算額
助成金	3,110,000	助成金	3,190,000
会費	169,520	会費	150,000
賛助会費	698,090	賛助会費	1,200,000
寄付金	456,676	寄付金	400,000
委託費	425,000	委託費	3,107,000
早期援助団体指定用基金	1,000,000	研修受講料	270,000
雑収入	202,714	雑収入	1,000
前年度繰越金	985,893	前年度繰越金	667,368
計	7,047,893	計	8,985,368
支出の部		支出の部	
科目	決算額	科目	予算額
事業費	944,911	事業費	5,203,000
広報啓発事業	410,080	広報啓発事業	1,198,000
相談支援事業	104,168	相談支援事業	2,572,000
養成研修事業	430,663	養成研修事業	1,433,000
管理費	3,883,609	管理費	3,370,400
事務費	1,988,460	事務費	1,480,000
給与	1,783,549	給与	1,780,400
会議費 会場借上費	11,600	会議費 会場借上費	10,000
全国被害者支援ネットワーク会費	100,000	全国被害者支援ネットワーク会費	100,000
事務所移転・改修費	1,552,005	予備費	411,968
次期繰越金	667,368		
計	7,047,893	計	8,985,368

# 知っていますか？裁判への「被害者参加制度」

刑事事件の被害者本人や遺族・家族らが、裁判の場に検察官と同席し、被告への質問や意見陳述ができる「被害者参加制度」が昨年12月からスタートしました。これまで刑事裁判では単なる「証拠」並みの扱いを受けてきた被害者が、人間としての権利を認められてきたと言えるようです。そこで、滋賀弁護士会被害者支援委員会の荒川葉子委員長(弁護士)にこの制度の意義や支援者の心構えについて寄稿していただきました。



裁判所ウェブサイト

[http://www.courts.go.jp/saiban/wadai/2103\\_higaisya\\_songai.html](http://www.courts.go.jp/saiban/wadai/2103_higaisya_songai.html) より転載

被害者参加制度とは、殺人、傷害、自動車運転過失致死傷等の一定の刑事事件の被害者等が、裁判所の許可を得て、被害者参加人として刑事裁判に参加するという制度です。

## 被害者参加制度の意義

1990年2月、最高裁は「刑事司法は、社会秩序維持という公益を図るために行なわれるもので、犯罪被害者の利益を目的とするものではなく、犯罪被害者は反射的利益を受けるに過ぎない」と被害者の権利性を否定しました。犯罪に最も苦しむ立場でありながらこれまで被害者は蚊帳の外でした。しかし、この考えを支える環境は大きく変わってきました。刑事裁判は、「事件の当事者」である生身の犯罪被害者らの権利利益の回復にも重要な意義を有するということが認識されるようになりました。被害者らが、その被害に関わる刑事裁判の推移や結果に重大な関心を持つことは当然のことであり、適切に関与したいとの心情は十分に尊重されるべきものです。それは、名誉の回復や被害からの立ち直りにも資することにもなります。



荒川葉子弁護士

このような経緯を経て、被害者参加制度はできました。被害者の利益とは具体的には①事件の真相を知りたい②適切な刑罰を課してほしい③被害者の名誉を守りたい、というものでしょう。①については、これ以上動機や経緯について追及する必要がないと検察官が考えたとしても、被害者はなお、もう少し詳しく聞きたい、別の観点から聞きたいと思うことがあるでしょう。③については、必ずしも核心部分

ではない部分が、被害者にとって重大なことがあるでしょう。犯罪被害者には、検察官とはまた別の、独自の立場があるのです。

## 二次被害の心配も

被害者が参加をした場合、法廷はより緊張したものになるでしょう。虚偽又は誇張した証言を抑止する効果もあるでしょう。意見陳述では、文章(調書)とは比べものにならないインパクトがあるでしょう。

他方で、参加者は相当の覚悟をして臨まなければなりません。マスコミを含め多数の視線にさらされながら、質問したり、意見を言ったりすることは、大きなストレスになります。当事者が意図していなくとも、被告人や弁護人の言動から傷つけられる恐れもあります。また、被害者が辛い心情や事件後おかれている状況を述べたとしても、それが実際の量刑で反映されたかといえそうでないこともあり、心情的に納得がいかずさらに追い打ちをかけることになる場合もあるでしょう。

## 支援者の心構え

そこで、被害者を支援する弁護士には、被害者とじっくり話し合い、被害者が求めているものは何か、被害者参加により達成できるものか、心的負担に耐えられるか等を慎重に検討することが望まれます。また、OVSCなど民間ボランティア団体の支援者には、こうした参加制度の仕組みや被害者への影響を十分に認識した上、被害者の負担が少しでもやわらぐよう、法廷の前後でしっかり支えていただくことを期待します。

# ～10期生募集始まります～

## ☆最近☆

### こんな活動しています

4/12 守山の運転免許センターにて「TAV交通死被害者の会滋賀」の皆さんの活動に協力し、交通安全・事故防止とOVSC活動案内のチラシを配布。



6/20 定例研修会にて日本司法支援センター「法テラス」滋賀の大西さんを講師に迎え、法テラスの

被害者支援の内容や利用の仕方などを学習した。



**日程** 9月9日(水)開講式～11月13日(金)修了式  
**基礎コース** 全7回(聴く力や相談の基礎など)  
**専門コース** 全3回(基礎コース修了者対象)

**会場** 滋賀県厚生会館(OVSC事務局と同じビル)

**募集人員** 30名程度

**応募資格**

- ・被害者支援活動にボランティアとして参加できる方
- ・被害者支援について学びたい方
- ・相談支援業務に関わっている方
- ・相談活動や「話を聴くこと」に関心があり、学びたい方
- ・「聴き上手」になりたい方

**受講料** 全コース(基礎・専門コース通し) 10,000円

基礎コースのみ 8,000円

1日単位(1日2講座) 1,500円

※学生、賛助会員は半額

**応募締切** 8月28日(金)必着

**申込方法** 所定の用紙でお申し込みください

**詳細は事務局(電話:077-527-5310)にお問い合わせ願います。**

## 11月17日(火)にフォーラム開催

犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)にちなんでOVSCが開催する「第11回おうみ犯罪被害者支援フォーラム2009」の日程が11月17日(火)午後と決まりました。会場は津市におの浜、ピアザ淡海のピアザホール。

プログラムは①全国犯罪被害者の会(あすの会)メンバーらでつくる糸あやつり人形劇団「クライシス」の人形劇『悲しみの果てに』(一人娘を通り魔に刺殺された両親が主人公で、遺族の皆さん方の体験をもとに制作)公演(写真)②パネルディスカッションを予定しています。



## 賛助会員の皆さまへ 研修交流会へのお誘い

賛助会員の皆さまを対象とした「研修交流会」を9月2日(水)午後、津市内で開催します。事件や事故の被害者を取り巻く現状と課題についての講演のほか、職場や地域の被害者・ご家族への声の掛け方、対応の仕方なども具体例をまじえて学んでいただけます。研修後は交流タイム。参加者同士や講師、OVSCメンバーらとの情報交換、歓談のひとときをどうぞ。参加費1000円。会員以外の参加も大歓迎。お知り合いをぜひともお誘い下さい。詳細問い合わせと参加申し込みは事務局(電話&ファクス077-527-5310)まで。

## よりよい支援を目指して

平成20年度は、まさに『よりよい支援を目指して』の“新生OVSC始動”の年だった。★7月に津に事務所移転。★平日週5日間に電話相談日増設。★面接相談スタート。★直接的支援にも力を入れる。そしてこれはかなり重要なことだが、事務局体制(組織)が整ってきた。母体をしっかり整えてさらに安心して相談できる団体へと成長するよう、私たちひとりひとりが支えていきたいと思う。(広報部会)